

「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」について（以下「改訂案」といい、現行のガイドラインを「現行版」という）

【意見 1】

「2. 適格消費者団体の認定（2）団体の目的及び活動実績（法13条3項2号関係）イ活動実績（イ）」（1、2頁）について、活動の「相当期間」として、現行版の例外要件を削除し、2年以上継続していることを絶対要件とし、さらに、2年以上継続していたとしても適格消費者団体として認定された後、認定有効期間を通じて継続して活動することが困難と考えられる事情がある場合は「相当期間」要件を満たさないと改訂することには反対である。

【理由 1】

A：現行版の例外規定は、消費者団体訴訟制度を導入時の第164回国会での担当国務大臣等の答弁（一定の固定期間を絶対的要件とするものではない）、議論を踏まえて設けられたものと考えられる。

B：平成29年版消費者白書記載の被害件数（905万件）、被害額（4.8兆円）からは、現在の適格消費者団体数（16団体）では不足であり、「相当期間」の要件を厳格化することは新たな適格消費者団体の申請を妨げる。

C：認定後に継続的な活動を行っていない場合は、監督措置の対象となるのであり、消費者庁において適切な対応を取れば足りる。しかし、これまでに活動していないとして消費者庁から監督措置を受けた適格消費者団体は存在しない。

D：改訂案とする立法事実はなく、認定段階で、恣意的判断となりがちな将来の見通しに基づいて判断せざるを得ないような要件を導入しなければならない合理的必要性は無い。

E：平成29年消契法改正により適格消費者団体の認定有効期間が6年に延長されたが、有効期間の延長と認定要件の加重とは必然性は無い。

【意見 2】

「2. 適格消費者団体の認定（3）体制及び業務規定（法13条3項3号関係）ア体制」（3頁）について、体制整備の一つの目安として斟酌する事項として、社員数につき、少なくとも「会費を納入する等により活動に参加している者が」100人存在していると改訂することには反対である。

【理由 2】

A：現行版では単に人数だけが要素である。人数要件に関し、国民生活審議会の消費者団体訴訟制度専門調査会報告書では、団体毎の実情を踏まえた判断をすることが重要とされている。

B：活動実績という考慮要素は、客観的ではなく、民間の非営利団体である消費者団体の本質を無視し、広く消費者の支持、支援を得るという消費者団体の理念にも反するものである。

【意見 3】

「5. 監督（2）財務諸表等（法31条1項及び5項関係）」（7、8頁）について、

(1) 事業報告書には、翌事業年度の収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないと改訂することには反対である。

(2) 仮に、改訂し適格消費者団体の事業報告書においても事務の委託に係る報酬である弁護士報酬等の見込みを記載するのであれば、消費者契約法施行規則29条1項柱書（特定適格消費者団体の事業報告書の被害回復業務の一部の委託に係る報酬について、受託者の氏名・名称を公表しない例外規定）同様の例外を設けるべきである。

【理由 3 (1)】

A：消費者庁は「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」に基づき平成28年に消費者契約法施行規則を改正、ガイドラインを改訂し、適格消費者団体の事務負担を一定程度軽減した。

B：改訂案は、事業報告書に翌事業年度の収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないとするものであり、この適格消費者団体の事務を新たに増大させるものである。

C：消費者契約法上、「事業報告書」と「業務計画書」とは別に規定されており目的・趣旨が異なる書類である。事業の計画も収支の報告も記載しない事業の報告書に、収支の見込みを記載するというのは、消費者契約法上が求める書類ではない。消費者契約法が求めている書類の作成及び提出を、消費者庁が法令ではないガイドラインにより事実上強制することは問題である。

【理由 3 (2)】

A：消費者契約法施行規則29条1項柱書は、特定適格消費者団体の事業報告書の被害回復業務の一部の委託に係る報酬について、受託者の氏名又は名称を公表しない例外を定めている。適格消費者団体と特定適格消費者団体とで異なる取扱い

ＫＣ’ s 「適格消費者団体ガイドライン改訂案」 へのパブリックコメント

をしなければならない理由はなく、改訂案のように事業報告書に見込みとはいえ委託に係る報酬の記載を求めるのであれば、まずは、消費者契約法施行規則 29 条を改正し、適格消費者団体を含めるべきである。

B：仮に、今回消費者契約法施行規則 29 条を改正せずに改訂案のように改訂を行うのであれば、業務委託の費用の見込みにかかる受託者の氏名・名称は記載する必要が無いことをガイドラインで明らかにすべきである。

(以 上)